

東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る 検討体制の見直しについて

平成 27 年 9 月 30 日
原子力規制庁

平成 27 年 8 月 5 日の原子力規制委員会において、原子力規制庁は、特定原子力施設監視・評価検討会などの体制について、廃炉作業の進捗の現状に合わせて見直すよう指示を受けた。当該指示を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の監視・評価に係る検討体制について、以下のとおり見直すこととする。

1. 福島第一原子力発電所の現状

福島第一原子力発電所では、これまでにいくつかの対策が完了しており、特に、海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水が除去されたことによって、滞留水流出による環境汚染のリスクが従来に比べて大幅に低減した。

＜完了した主な対策＞

- ・海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の除去
- ・タンク内の高濃度汚染水の処理による放射性物質濃度の低減
- ・敷地境界における追加的な被ばく線量 2mSv/年未満の達成
- ・敷地内（原子炉建屋等周辺を除く）の全面マスクの着用不要化 等

一方、福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となる。

2. 検討体制の見直し

(1) 見直しの方向性

これまでの特定原子力施設監視・評価検討会に加えて、廃棄物の安定的な管理に係る課題について、今後の長期にわたる廃炉作業を念頭に置き、実施計画として具体化される以前の段階から検討を加えるための体制を用意する。

さらに既設の特定原子力施設監視・評価検討会については、従来よりも少数の参加者による集中的な検討を通じて、より効率的な監視・評価の実施を図る。

(2) 具体的な体制の見直し

特定原子力施設監視・評価検討会に加えて、特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会（仮称）を新設し、廃棄物管理に関する検討を行うこととする。

また、両検討会ともに、集中的・効率的な議論・検討を進めるための体制を調える。

なお、汚染水対策検討ワーキンググループは廃止する。

(3) 検討内容

特定原子力施設監視・評価検討会及び特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会（仮称）における具体的な検討内容は以下のとおり。

○特定原子力施設監視・評価検討会

- ・ 1～3号炉使用済燃料プールからの燃料取り出し
- ・ 滞留汚染水問題（建屋内水位の管理・監視、液体放射性廃棄物の安定貯蔵、タービン建屋等のドライアップ）
- ・ 地震・津波リスクへの対応
- ・ その他新規検討課題 等

○特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会（仮称）

- ・ 固体廃棄物等の保管の現状
- ・ 長期管理に係る技術的課題（性状把握、容器の寿命、監視方法等（特にHIC））等

なお、福島第一原子力発電所の長期的な課題として、格納容器や圧力容器内の状況を把握していく必要があることから、今後それらの議論を効率的に進めるため、事務局において聴取した内容について、適宜、上記検討会に報告する。

3. スケジュール

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 10月中旬 | 現行の体制による特定原子力施設監視・評価検討会への説明 |
| 10月下旬 | 検討会の新規構成員（案）について委員会付議 |